

平成六年国家公安委員会規則第二十六号

聽聞及び弁明の機会の付与に関する規則

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、聽聞及び弁明の機会の付与に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 聽聞

第一節 主宰者、代理人等（第三条～第七条）

第二節 聽聞の進行（第八条～第十六条）

第三節 聽聞調書等（第十七条～第十九条）

第三章 弁明の機会の付与（第二十条～第二十四条）

附則

第一章 総則

（適用範囲）

**第一条** 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察署長並びに法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）が行う聽聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 主宰者 行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定により聽聞を主宰する者をいう。
- 二 当事者 法第十五条第一項又は法第三十条の規定による通知を受けた者（法第十五条第三項後段（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- 三 関係人 当事者以外の者であつて不利益処分となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- 四 参加人 法第十七条第一項の規定により聽聞に関する手続に参加する関係人をいう。

第二章 聽聞

第一節 主宰者、代理人等

（主宰者の指名）

**第三条** 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聽聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者は、都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。）の委員又は聽聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をできると認められる警察職員のうちから指名する。

3 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（代理人）

**第四条** 法第十六条第三項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、聽聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人が代理人に対して当

事者又は参加人のために聽聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した別記様式第一号の代理人資格証明書により行うものとする。

2 法第十六条第四項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第一号の代理人資格喪失届出書により行うものとする。

（参加人）

**第五条** 法第十七条第一項の規定による許可の申請は、聽聞の期日の四日前までに、聽聞の件名及び当該聽聞に係る不利益処分につき利害関係を有することとの疎明を記載した別記様式第三号の参加

人許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、法第十七条第一項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行つた関係人に対し書面により通知するものとする。

（補佐人）

**第六条** 法第二十条第三項の許可の申請は、聽聞の期日の四日前までに、聽聞の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した別記様式第四号の補佐人出頭許

可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、法第二十条第三項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行つた当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

3 补佐人は、聽聞の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。

4 补佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

5 法第二十二条第二項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聽聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた法第二十条第三項の許可に係る事項

につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。

（参考人）

**第七条** 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、適當と認める者に対し、参考人として聽聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

2 前項の申出は、聴聞の期日の四日前までに、聴聞の件名、参考人として聴聞の期日への出頭を求める者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した別記様式第五号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。

3 主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として聴聞の期日への出頭を求める場合には、速やかに、その旨を当該申出を行つた当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

## 第二節 聽聞の進行

**(聴聞の通知)** 法第十五条第一項の規定による通知は、別記様式第六号の聴聞通知書により行うものとする。

**(聴聞の期日及び場所の変更)**

**第九条 行政庁は、当事者の申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。**

**2 前項の申出は、聴聞の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した別記様式第七号の変更申出書を行政庁に提出することにより行うものとする。**

**3 行政庁は、第一項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を別記様式第八号の変更通知書により当事者及び参加人に通知しなければならない。**

**(文書等の閲覧の手続等)**

**第十一条 法第十八条第一項の規定による閲覧の求めは、聴聞の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した別記様式第九号の文書閲覧請求書を行政庁に提出することにより行うものとする。**

**ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合は、口頭で求めれば足りる。**

**2 行政庁は、法第十八条第一項又は第二項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。**

**3 この場合において、行政庁は、当該当事者又は参加人が聴聞の期日における審理に必要な準備を行うことを防げるがないよう配慮するものとする。**

**3 法第十八条第二項の閲覧の求めがあつた場合において、行政庁が当該求めのあつた聴聞の期日において閲覧させることができないとき（閲覧を拒否するときを除く。）は、主宰者は、法第二十二条第一項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。**

**(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)**

**第十二条 主宰者は、法第二十条第二項又は法第二十一条第一項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第十号の提出物目録を作成しなければならない。**

**一 聆聞の件名**

**二 提出を受けた年月日**

**三 提出をした者の氏名及び住所**

**四 提出を受けた証拠書類等の標目**

**3 2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。**

**3 3 主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第十一号の還付請書と引換えに行わなければならない。**

**(聴聞の審理の公開)**

**第十三条 行政庁は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。**

**2 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。**

**(聴聞の期日における公示の制限等)**

**第十四条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事案の範囲を超えて発言するとき、その他聴聞の期日における審理の適正な進行のためにやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。**

**2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他聴聞の期日における審理の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置をとることができる。**

**(陳述書の提出の方法)**

**第十五条 法第二十二条第一項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。**

**(聴聞の再開の通知)**

**第十六条 法第二十五条において準用する法第二十二条第二項本文の規定による通知は、別記様式第十二号の聴聞統行通知書により行うものとする。**

**(聴聞の再開の通知)**

**第十七条 法第二十四条第一項の調書は、別記様式第十三号の聴聞調書に次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。**

**一 聆聞の件名**

**二 聆聞の期日及び場所**

**(聴聞調書)**

三 主宰者の職名及び氏名  
四 聽聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人（法令の規定により聽聞の期日に出頭したその他の者を含む。第八号において同じ。）の氏名及び住所  
五 当事者（代理人を含む。）が聽聞の期日に出頭しなかつた場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 説明を行つた行政庁の職員の職名及び氏名

七 行政庁の職員の説明の要旨

八 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の陳述（陳述書によるものを含む。）の要旨

九 その他参考となるべき事項

（聴聞報告書）

2 聽聞調書には、第十九条第三項の報告書は、別記様式第十四号の聴聞報告書に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

（聴聞報告書）

2 聽聞調書には、第十九条第三項の報告書は、別記様式第十五号の聴聞調書等閲覧請求書を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後には行政庁に提出することにより行うものとする。

- 2 主宰者又は行政庁は、法第二十四条第四項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 第三章 弁明の機会の付与

（弁明の通知）  
（聴聞調書等の閲覧）  
第二十条 法第三十条の規定による通知は、別記様式第十六号の弁明通知書により行うものとする。  
(口頭による弁明の聴取)

第二十一条 行政庁は、弁明を口頭であることを認めたときは、その指名する警察職員に弁明を録取させなければならない。  
2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明に対し説明しなければならない。  
(弁明調書)

第二十二条 弁明録取者は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第十七号の弁明調書を作成し、これに記名押印しなければならない。

- 第一 弁明の件名  
二 弁明の日時及び場所  
三 弁明録取者の職名及び氏名  
四 弁明の日時に出頭した当事者又は代理人の氏名及び住所  
五 当事者の弁明の要旨  
六 その他参考となるべき事項  
(準用規定)

2 第十七条第二項の規定は、前項の弁明調書について準用する。

3 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、第一項の弁明調書を行政庁に提出しなければならない。  
(弁明書の不出提出等の場合における措置)

第二十三条 行政庁は、法第三十条の提出期限までに法第二十九条第一項の弁明書が提出されない場合、又は法第三十条の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

2 第二十四条 第四条、第十一条及び第十四条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第四条第一項中「法第十六条第三項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「法第三十一条において準用する法第十六条第三項」と、同条第二項中「法第十六条第四項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「法第三十一条において準用する法第十六条第四項」と、第十一条第一項中「主宰者」とあるのは、「行政庁」と、「法第二十条第二項又は法第二十一条第一項」とあるのは、「法第二十九条第二項」と、同条第二項及び第三項中「主宰者」とあるのは、「行政庁」と、第十四条中「法第二十二条第一項の規定による陳述書」とあるのは、「法第二十九条第一項の規定による弁明書」と読み替えるものとする。

第九条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「聴聞の期日」とあるのは、「弁明の日時」と読み替えるものとする。

この規則は、法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

- 
- 1 (施行期日)  
この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 附 則 (令和二年一月二八日國家公安委員会規則第一三号)
- (施行期日)
- 第一条 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1号（第4条、第24条関係）

代理人資格証明書

年　月　日

殿

住所

氏名

年　月　日

において行われる聴聞

弁明通知書（　　年　　月　　日付け第　　号）に係る弁明の機会の付与

聴聞

については、下記の者を代理人として選任し、私のために　　に関する  
弁明の機会の付与

一切の行為をすることを委任します。

記

聴聞 の件名 弁明	
住　　所	
氏　　名	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第2号（第4条、第24条関係）

代理人資格喪失届出書	
年　月　日	
殿	
住所	
氏名	
年　月　日	において行われる聴聞 に
弁明通知書（　　年　　月　　日付け第　　号）に係る弁明の機会の付与	
については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。	
記	
聴聞 の件名 弁明	
住　所	
氏　名	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第3号(第5条関係)

参加人許可申請書

年　月　日

殿

住所

氏名

年　月　日

する手続に参加することを申請します。

において行われる聴聞に關

記

聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	
連絡先	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第4号(第6条関係)

## 補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日に

において行われる聴聞につ

いては、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	( 歳) 職 業
当事者又は参 加人との関係	
補佐する事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号(第7条関係)

参考人出頭申出書

年　月　日

殿

住所

氏名

年　月　日

において行われる聴聞につ

いては、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	(　歳) 職 業
陳述の要旨	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第6号(第8条関係)

(表)

第 号

## 聴聞通知書

年 月 日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る  
の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴聞の件名				
予定される不利益処分の内容				
根拠となる法令の条項				
不利益処分の原因となる事実				
聴聞の期日	年 月 日 時 分 から			
聴聞の場所				
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称			
	所在地			

- 備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(裏)

### 聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 2 聽聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の 主宰者	職名 氏名 連絡先
聴聞の 公開の 有 無	

## 別記様式第7号(第9条、第24条関係)

<p>聴聞期日・場所 弁明日時・場所</p> <p>殿</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>年　月　日に</p> <p>期日・場所 日時・場所</p> <p>す。</p>	<p>変更申出書</p> <p>年　月　日</p> <p>聴聞の において行われる 弁明の</p> <p>については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ま</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">聴聞 の件名 弁明</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">理　由</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"></td> </tr> </table>	聴聞 の件名 弁明		理　由	
聴聞 の件名 弁明					
理　由					

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 不要の文字は、横線で消すこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第8号（第9条、第24条関係）

聴聞期日・場所 弁明日時・場所	第 号 変更通知書	
年 月 日		
殿		
印		
年 月 日に において行うこととして		
聴聞の期日・場所 いた を下記のとおり変更したので通知します。 弁明の日時・場所		
記		
聴聞 の件名 弁明		
	変 更 前	変 更 後
聴聞の期日 弁明の日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
聴聞の場所 弁明の場所		

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 別記様式第9号(第10条関係)

## 文書閲覧請求書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日

において行われる聴聞に關

し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようと	
する資料の標目	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第10号（第11条、第24条関係）

提出物目録

年　月　日

印

第20条第2項

行政手続法 第21条第1項 の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書  
第29条第2項

類等を受領した。

記

聴聞 の件名 弁明			
提 出 者	住 所		
	氏 名		
提出を受け た年月日			
目 錄			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職名	氏名	印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11号（第11条、第24条関係）

還付請書

年　月　日

殿

住所

氏名

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番号	標目	数量	備考
取扱者	職名	氏名	印

- 備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第12号（第15条、第16条関係）

年　　月　　日	第　　号
続行 聴聞　通知書 再開	
殿	
印	
年　　月　　日に　　において行った聴聞を下	
記のとおり　　続行　　するので通知します。 再開	
記	
聴聞の件名	
聴聞の期日	年　　月　　日 時　　分から
聴聞の場所	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第13号（第17条関係）

(表)

第 号
聴聞調書
年　月　日
主宰者の職名及び氏名
印
聴聞の件名
聴聞の期日
聴聞の場所
当事者の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)
参加人の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)
参考人の住所及び氏名
聴聞の期日に出頭しなかつた当事者(代理人)の住所及び氏名並びに出頭しなかつたことにつき正当な理由があるかどうかの旨
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

(裏)

行政 庁 の 職 員 の 説 明 の 要 旨	
当事者・参加人・ 代理人・補佐人・ 参考人の陳述の要旨	
その 他 参 考 と な る べ き 事 項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。  
3 不要の欄は、斜線を引くこと。  
4 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 別記様式第14号(第18条関係)

<p>第 号</p> <p>聴聞報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>主宰者の職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>聴聞通知書( 年 月 日付け第 号)に係る聴聞を終結したので その結果を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
聴聞の件名	
意見	
聴聞に係る事案 に対する当事者 及び参加人の主張	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号（第19条関係）

聴聞調書等閲覧請求書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日

において行われた聴聞に關

し、下記の標目に係る資料の閲覧を求める。

記

聴聞の件名	
閲覧をしよう とする調書又 は報告書の別	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第16号（第20条関係）

(表)

弁明通知書		第 号
年　月　日		
殿		
印		
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。		
記		
弁明の件名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明書の提出先		
弁明書の提出期限	年　月　日　まで	
備考		
弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。		

- 備考 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。  
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

### **弁明の機会の付与に際しての留意事項**

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

## 別記様式第17号（第22条関係）

弁明調書	
第 号 年 月 日	
弁明録取者の職名及び氏名	
印	
弁明の件名	
弁明の日時	
弁明の場所	
当事者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
当事者の弁明の要旨	
その他の参考となるべき事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。